

レンタカー法人会員規約

第1条 (レンタカー法人会員制度)

1.レンタカー法人会員制度(以下本制度という)は、株式会社イデックスオート・ジャパン(以下「当社」といいます。)が運営するバジェット・レンタカー直営店舗(以下直営店という)及びフランチャイズ店舗(取次店含む)(以下FC店という)とが互いに協力して、本制度の会員(以下会員という)のレンタカー利用の利便性をはかる制度です。

2.本制度のご利用にあたっては、このレンタカー法人会員規約(本規約)が適用されます。

第2条 (会員登録)

1.会員登録は、本規約を承認の上、当社所定の申込書面及び必要書類を直営店またはFC店に提出して申し込むことにより受けることができます。なお、登録をお断りする場合がありますが、当該場合に理由は開示いたしません。

2.直営店及びFC店は、会員を登録したときは、所定の方法により申込者に対し会員登録が完了した旨を通知します。

第3条 (会員登録の有効期限)

1.会員登録の有効期限は、登録日から1年間とします。

2.有効期間の満了日までに、相手方に対し、何ら申し出もない場合、自動的に1年間有効期間が延長されるものとし、以降も同様とします。

3.会員登録の有効期間内にもかかわらず、会員登録完了日または会員がレンタカーを最後に利用した日から1年間レンタカーの利用実績がない場合には、直営店またはFC店より会員に通知することにより会員資格が喪失する場合があります。

第4条 (レンタカーの利用)

1.会員は、レンタカーの借受を希望する場合には、バジェット・レンタカー所定の方法で、貸渡人となる直営店またはFC店に対し、運転者の氏名を明示したうえで、直営店またはFC店が承認する借受条件をもって予約の申込をおこなうものとします。

2.会員は、レンタカーの借受をする場合、当該運転者の運転免許証及び直営店またはFC店の指定するものを提示させたとうえで、所定のレンタカー契約書類等に署名及び同意させることにより、レンタカー約款を承認し、レンタカーを借受けることができます。

第5条 (代金決済)

1.会員はレンタカーを利用したことによる直営店またはFC店に対するレンタカー貸渡料金等の債務(以下貸渡料金等債務という)の代金決済方法を、所定の方法で、下記の2つの決済方法から選択して直営店またはFC店に届け出るものとし、選択に従って以下のとおりに支払います。ただし、銀行振込は、審査結果次第でお断りする場合があります。

(1)現金またはクレジットカード

会員は、直営店またはFC店による請求の都度、直ちに貸渡料金等債務を現金または、クレジットカード払いで貸渡店舗に支払うものとします。

(2)銀行振込

会員は、当月分の貸渡料金等を、会員が指定した期日に、会員が指定した銀行口座へ振込み支払うものとします。銀行振込とした場合で、貸渡人が、会員の登録店舗でないとき、貸渡人は、貸渡料金等債務にかかる債権をその発生と同時に登録店舗に譲渡するものとし、会員はこれに異議なく承諾し、貸渡料金等債務を登録店舗に直接支払います。なお、代金決済方法が銀行振込とされた場合でも、直営店またはFC店から予め会員に通知することにより、この代金決済方法を取りやめることができるものとし、この場合、会員は前項の代金決済方法で支払うものとします。

2.会員が支払いを怠り、あるいは、第7条に記載の事由が発生した場合、直営店またはFC店は法的措置をとることができるものとします。また、直営店またはFC店が取り立てに要した費用(弁護士費用含む)は、すべて会員が負担するものとします。

第6条 (退会)

会員は、本制度の退会を希望する場合には、所定の方法により直営店またはFC店に届出することによりいつでも退会する事が出来ます。ただし、この場合会員は直営店またはFC店に対し、届出時点ですでに発生している一切の債務をすべて弁済するものとします。

第7条 (登録取り消し等)

会員に以下の各号の一つにでも該当する事由が発生したときには、直営店またはFC店は任意の判断により当該会員の会員を取り消すか、レンタカー利用を一時的に中止する事ができます。

- (1)会員登録の申込に虚偽の申告があったとき。
- (2)本規約の条項の1つにでも違反したとき。
- (3)直営店またはFC店に対する貸渡料金等債務その他取引の債務の履行を怠ったとき。
- (4)事業を休業、廃止、または解散したとき。
- (5)強制執行、保金処分、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続その他これらに類する手続の開始の申立てがあったとき。
- (6)一般に支払いを停止し、または、手形、小切手の不渡報告があったとき。
- (7)営業が引き続き不振であり、または営業の継続が困難であると客観的事実により判断されるとき。
- (8)前各号の他、直営店またはFC店が必要であると判断したとき。

第8条 (届出事項の変更)

会員は、照合、氏名、住所、電話番号等の届出事項に変更があったときは、遅延なくその旨を所定の方法により直営店またはFC店に通知するものとし、届出をしないことにより生じた損害については、直営店またはFC店は責任を負いません。

第9条 (会員情報等)

直営店、FC店、当社及び当社のグループ会社(以下総称して「当社ら」といいます。)は、本制度による会員へのキャンペーンの案内、当社らが提供するサービスの情報の提供、連絡等並びに第5条による会員の代金決済方法が後払いの場合の債権譲渡の目的のため、会員の情報を共同して利用する事ができるものとし、会員はこれを異議なく承諾します。

第10条 (譲渡禁止)

会員は、本制度に関する契約上の地位及び権利、義務の一切について、第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第11条 (反社会勢力の排除)

- 1.直営店及びFC店、会員は次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとする。
- (1)反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4)反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2.直営店及びFC店、会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にても該当する行為を行わないことを確約し、これを保証する。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)その他前各号に準ずる行為

第12条 (本規約の変更)

当社は、本規約を変更することができます。本規約を変更する場合、当社ホームページのお知らせ欄に本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を告知します。

第13条 (免責事項)

- 1.当社は、本会員制度にて利用する事のできる予約システム(公式WEBサイト)において、次の各号に定める事由に起因する損害について、一切の責任を負いません。
- (1)通信障害、システム機器、サーバーなどの瑕疵、不具合等
 - (2)予約システム等の提供の遅延若しくは、不能、変更、一時停止、中止、終了等
 - (3)予約システム等を通して提供される情報の誤記及び誤謬
 - (4)予約システム等の利用に関する情報・データ等の消去

第14条 (準拠法及び裁判管轄)

- 1.本規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
- 2.本規約に基づく会員と直営店及びFC店との諸取引にて発生した一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上